

令和6年6月藤枝市議会
定例月議会議案

令和6年6月28日
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
第39号議案	令和6年度藤枝市一般会計補正予算（第2号）	別冊
第40号議案	令和6年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	別冊
第41号議案	令和6年度藤枝市介護保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
第42号議案	藤枝市税条例の一部を改正する条例	1
第43号議案	藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例	3
第44号議案	藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	4
第45号議案	藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	5
第46号議案	藤枝市下水道条例の一部を改正する条例	7
第47号議案	建設工事請負契約の締結について （（仮称）新陶芸センター・道の駅建築工事及び瀬戸谷温泉施設改修工事）	8
第48号議案	市道路線の認定について	9
第49号議案	副市長の選任について	10

藤枝市税条例の一部を改正する条例

藤枝市税条例（昭和29年藤枝市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 5 1 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りではない。

第 5 1 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 5 6 条中「第 6 4 条第 4 項」を「第 1 5 2 条第 5 項」に、「若しくは理学療法士」を「、理学療法士若しくは作業療法士」に改める。

第 7 1 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りではない。

第 7 1 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 8 9 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該軽自動車等が同項に該当することが明らかであり、かつ、軽自動車税の種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りではない。

第 8 9 条第 3 項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第 9 0 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該軽自動車等が同項同号に該当することが明らかであり、かつ、軽自動車税の種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りではない。

第 9 0 条第 3 項中「によって」を「により」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、市長が、当該軽自動車等が同項同号に該当することが明らかであり、

かつ、軽自動車税の種別割を減免する必要があると認める場合は、この限りではない。

附則第10条の2中第16項を第18項とし、第15項を第17項とし、同項の前に次の1項を加える。

16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第10条の2中第14項を第15項とし、第7項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第56条の改正規定 令和7年4月1日

(2) 附則第10条の2の改正規定 令和7年1月1日

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の藤枝市税条例第56条の規定は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

藤枝市都市計画税条例の一部を改正する条例

藤枝市都市計画税条例（昭和31年藤枝市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則中第14項を第15項とし、第3項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第38項の条例で定める割合）

3 法附則第15条第38項に規定する市の定める割合は、2分の1とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

藤枝市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

藤枝市国民健康保険税条例（昭和32年藤枝市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 2 項中「によって」を「により」に改め、同条第 3 項中「第 4 号」の次に「まで」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前項本文の規定にかかわらず、市長は、当該者が第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 6 号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、国民健康保険税を減免する必要があると認める場合は、前項の規定による申請書類の提出を省略させることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の藤枝市国民健康保険税条例の規定は、施行日以降の減免事由が発生した以後に到来する納期に係る当該年度分の国民健康保険税について適用し、それ以前の国民健康保険税については、なお従前の例による。

藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤枝市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人に」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人に」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則に次の4項を加える。

（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）

- 4 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第30条第2項各号又は第45条第2項各号に定める数の合計数が1となるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数は1人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が1人となるときは、当該保育士に加えて、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。
- 5 前項の事情に鑑み、当分の間、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。
- 6 附則第4項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する小規模保育事業所A型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所A型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所A型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第30条第2項又は第45条第2項に規定する保育士の数の算定については、保育士と同等の知識及び経験を有すると市長

が認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

- 7 前2項の規定を適用するときは、保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2項の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の藤枝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

藤枝市下水道条例の一部を改正する条例

藤枝市下水道条例（昭和60年藤枝市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第2項第2号中「専属する」を「選任する」に改め、「氏名」の次に「並びに他の営業所の責任技術者を兼任している場合はその兼務状況」を加え、同条第3項第2号中「住民票の写し」の次に「又は在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3の在留カードをいう。）若しくは特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項の特別永住者証明書をいう。）の写し」を加え、同項第4号中「専属する」を「選任する」に、「責任技術者の」を「責任技術者に係る」に改め、同項第5号中「専属する」を「選任することとなる」に改める。

第7条の3第1項第1号中「が1名以上専属しているものである」を「を選任している」に改める。

第11条第1項第8号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

第47号議案

建設工事請負契約の締結について（（仮称）新陶芸センター・道の駅建築工事及び瀬戸谷温泉施設改修工事）

令和6年6月10日制限付き一般競争入札に付した建設工事について、請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 （仮称）新陶芸センター・道の駅建築工事及び瀬戸谷温泉施設改修工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札
- 3 契約金額 588,500,000円
- 4 契約の相手方 株式会社山田組
藤枝市堀之内一丁目1番地の3
代表取締役 山田 幸保

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、市道の路線を次のとおり認定する。

路線番号	路線名	区間
30380	3地区380号線	藤枝市大洲五丁目5番49地先 藤枝市大洲五丁目5番19地先

副市長の選任について

次の者を副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 大 畑 直 巳



令和6年6月藤枝市議会定例会議会 議案提案理由書（第42号議案～第49号議案）

第42号議案

地方税法等の一部改正に伴い、わがまち特例による固定資産税の課税標準の特例割合を定めるとともに、職権による市民税等の減免について改定するなど、所要の改正を行うものであります。

第43号議案

地方税法等の一部改正に伴い、わがまち特例による都市計画税の課税標準の特例割合を定めるなど、所要の改正を行うものであります。

第44号議案

市税条例に準じて、職権による国民健康保険税の減免について、改正するものであります。

第45号議案

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、保育士及び保育従事者の配置基準を改定するなど、所要の改正を行うものであります。

第46号議案

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランに基づき、排水設備工事責任技術者の常駐・専任規制を緩和するとともに、下水道法施行令の一部改正に伴い、放流水に関する排水基準を改定するなど、所要の改正を行うものであります。

第47号議案

本件は、（仮称）新陶芸センター・道の駅建築工事及び瀬戸谷温泉施設改修工事について請負契約を締結するものであります。

令和6年6月10日に4者による制限付き一般競争入札を実施した結果、株式会社山田組が入札額535,000,000円で落札したので、これに消費税53,500,000円を加算した金額で請負契約を締結するものがあります。

工事は市議会の議決後から着工し、令和7年3月14日完成を予定しております。

工事の概要については、陶芸センター及び道の駅の新たな建設並びに瀬戸谷温泉ゆらくの長寿命化工事を施工するものであります。

第48号議案

優良田園住宅の建設に係る開発行為に伴い、新たに路線を認定するものがあります。

第49号議案

本市副市長である大畑直己氏は、令和6年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き適任と認め選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります